

広島県告示第千二百二十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第五項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和二年十一月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

借借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	住 所	借借権の設定等を受ける土地 所 在	面積（㎡）
寺岡有機農場有限公司	世羅郡世羅町	尾道市向島町字稻積新開二 一五一番ほか九筆	一一、一五七
農事組合法人いまつの	尾道市	尾道市御調町津蟹字能万田 一二七番一ほか二筆	三、三三七
株式会社ノーサイド	三次市	三次市甲奴町西野字市場五 二三番ほか六筆	一〇、一九五
株式会社 vegeta	庄原市	三次市高杉町二一四二番一 ほか二筆	三〇二
株式会社 vegeta	庄原市	三次市三良坂町岡田字堂免 四三一番ほか三筆	一〇、二二二
茂川 真二	山県郡北広島町	山県郡北広島町吉木字七曲 四七一七番ほか一筆	四、〇九四
農事組合法人穂MINORI	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字下津田字 宗岡六一八番一ほか二筆	三、七〇三
株式会社 恵	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字重永字鳥 落二一九九番二	五七六

二 認可年月日

令和二年十一月六日